

小平町水産業燃油高騰対策支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響による燃油価格高騰で打撃を受けた漁業者を支援するため、小平町水産業燃油高騰対策支援金を支給します。

■対象者

次の①から③を全て満たす者を対象とします。

- ①新星マリン漁業協同組合に所属し、漁船を所有している町内の漁業者等
- ②支給対象者に町税等の滞納がない方（ただし、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例により徴収が猶予されている町税等については、除外します）
- ③上記支給対象者で、次年度以降も事業を継続する方

■支給金額

令和3年中に購入した船舶（漁船）の動力源に供した軽油1リットルあたり23円。

■申請方法

以下の書類を小平町経済課商工水産係に期日までに提出してください。

- ①支給申請書および確約書
- ②振込口座確認書類
- ③船舶（漁船）の動力源に供する軽油を購入したことを確認できる書面
- ④その他町長が必要と認める書類

■申請期間

令和4年7月1日(金)から令和4年10月31日(月)（消印有効）

◎問い合わせ先 経済課商工水産係（内線222・223）

小平町水稻生産農家経営支援事業補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた行動自粛による米価の下落のほか、国内物価および燃油等の高騰により経営に影響を受けている町内の水稻経営農家を支援するため、次のとおり補助金を支給します。

■対象者

次の①から③を全て満たす者を対象とします。

- ①町内で水稻経営を営む法人、個人で令和4年度に主食用米を作付けし、出荷・販売した者若しくは出荷・販売が確実な者
- ②小平町農業再生協議会に令和4年産経営所得安定対策実施計画書を提出していること
- ③町税等の滞納がない者（ただし、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例により徴収が猶予されている町税等については、除外します）

■支給金額

令和4年産主食用米作付面積10a当たり3千円とし、自家消費相当分として10aを一律控除します。ただし、交付金額に1千円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額とします。

■申請期限

令和4年7月1日(金)から令和4年10月31日(月)まで

■申請方法

るもい農業協同組合小平支所（JAるもい小平支所）を通じての申請となりますので、次の書類をJAるもい小平支所に期限までに提出してください。

- * 水稻生産農家経営支援事業補助金交付申請委任書
 - * 誓約書および同意書
 - * その他町長が必要と認める書類
- ※申請等に係る書類は町ホームページでダウンロード可能なほか、経済課農林係およびJAるもい小平支所に備え付けています。

◎問い合わせ先 経済課農林係 ☎56-2111（内線225・267）
JAるもい小平支所営農課 ☎56-2211